

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	鳥取市 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給 に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は、低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和7年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定の給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 【事務】 (1)物価高騰支援給付金の支給事務【令和5年11月30日終了】 支給対象世帯: 令和4年度または令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と、家計急変世帯(住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯) (2)物価高対策くらし応援給付金の支給事務 支給対象: 令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯 (3)妊婦支援給付金の支給事務 ①対象者 支給妊婦: 事業開始日以降に妊娠届出をした妊婦 支給養育者: 事業開始日以降に生まれたお子さんの養育者(原則は母親) (4)定額減税調整給付金の支給事務【令和6年11月30日終了】 支給対象: 定額減税の対象となる方で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方 (5)新たに低所得となった世帯への支援給付金の支給事務 支給対象: 新たに令和6年度住民税非課税及び住民税均等割のみ課税となった世帯 (6)定額減税調整給付金(不足額給付)の支給事務 支給対象: ①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて給付額を算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方(差額給付) ②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方
③システムの名称	宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバー、定額給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税調整給付金ファイル、地域福祉課給付金ファイル、妊婦支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【情報照会】 ・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 【情報提供】 実施しない
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第59条の4、第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)物価高騰支援給付金の支給事務 (2)物価高対策くらし応援給付金の支給事務 (5)新たに低所得となった世帯への支援給付金の支給事務 担当:福祉部 地域福祉課 (3)妊婦支援給付金の支給事務 担当:こども家庭局 こども家庭センター (4)定額減税調整給付金の支給事務 (6)定額減税調整給付金(不足額給付)の支給事務 担当:総務部税務・債権管理局 市民税課
②所属長の役職名	(1)物価高騰支援給付金の支給事務 (2)物価高対策くらし応援給付金の支給事務 (5)新たに低所得となった世帯への支援給付金の支給事務 担当:福祉部 地域福祉課長 (3)妊婦支援給付金の支給事務 担当:こども家庭局 こども家庭センター所長 (4)定額減税調整給付金の支給事務 (6)定額減税調整給付金(不足額給付)の支給事務 担当:総務部税務・債権管理局 市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階 (電話)0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)物価高騰支援給付金の支給事務 (2)物価高対策くらし応援給付金の支給事務 (5)新たに低所得となった世帯への支援給付金の支給事務 担当:福祉部 地域福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎1階 (電話)0857-30-8202 (3)妊婦支援給付金の支給事務 担当:こども家庭局 こども家庭センター 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階 (電話)0857-30-8587 (4)定額減税調整給付金の支給事務 (6)定額減税調整給付金(不足額給付)の支給事務 担当:総務部税務・債権管理局 市民税課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎2階 (電話)0857-30-8142
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、定額減税調整給付金(不足額給付)事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> [十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	昨年度実施の給付金業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを検討しており、令和7年度は、紙による確認書受付の作業においてAIOCRで読み込みを行う部分にプレ印字を行うこととした。(これにより、手作業が介在する作業が減少することが期待される)。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月24日	評価書名	鳥取市 物価高騰支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	鳥取市 低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和5年11月24日	I 関連情報/1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/①事務名	物価高騰支援給付金の支給に関する事務	低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和5年11月24日	I 関連情報/1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	【事務の概要】 鳥取市では、長引く物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯の生活を支援するため、令和4年度または令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と、家計急変世帯（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯）に対し、物価高騰支援給付金の支給を実施している。 当該事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下、「公金受取口座登録法」という。）第10条の特定公的給付に指定されており、適切かつ速やかに支給を行うために、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 1、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する確認書の送付・受付、審査、支給に関する事務 2、家計急変世帯に対する申請受付、審査、支給に関する事務 3、支給通知書発送に関する事務 4、給付金支給に関する事務	【事務の概要】 鳥取市では、長引く物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯の生活を支援するため、給付金の支給を実施している。 当該事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下、「公金受取口座登録法」という。）第10条の特定公的給付に指定されており、適切かつ速やかに給付金（①・②）の支給を行うために、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①物価高騰支援給付金 支給対象世帯：令和4年度または令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と、家計急変世帯（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯） ②物価高対策くらし応援給付金 支給対象世帯：令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯 【特定個人情報を取り扱う事務】 1、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する確認書の送付・受付、審査、支給に関する事務 2、家計急変世帯に対する申請受付、審査、支給に関する事務 ※②の給付金については、取扱いなし 3、支給通知書発送に関する事務 4、給付金支給に関する事務	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和5年11月24日	I 関連情報/2.特定個人情報ファイル名	宛名特定個人情報ファイル、物価高騰支援給付金管理ファイル	宛名特定個人情報ファイル、物価高騰支援給付金管理ファイル、物価高対策くらし応援給付金管理ファイル	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和5年11月24日	IIしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計測か	令和5年4月28日時点	令和5年11月1日時点	事後	特定公的給付金事務で急を要したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月24日	Ⅱしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計測か	令和5年4月28日時点	令和5年11月1日時点	事後	特定公的給付金事務で急を要したため
令和6年5月27日	評価書名	鳥取市 低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	鳥取市 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報/1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/①事務名	低所得世帯に対する給付金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報/1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	【事務の概要】 鳥取市では、長引く物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯の生活を支援するため、給付金の支給を実施している。 当該事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下、「公金受取口座登録法」という。)第10条の特定公的給付に指定されており、適切かつ速やかに給付金(①・②)の支給を行うために、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①物価高騰支援給付金 支給対象世帯:令和4年度または令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と、家計急変世帯(住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯) ②物価高対策くらし応援給付金 支給対象世帯:令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯 【特定個人情報を取り扱う事務】 1、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する確認書の送付・受付、審査、支給に関する事務 2、家計急変世帯に対する申請受付、審査、支給に関する事務 ※②の給付金については、取扱いなし 3、支給通知書発送に関する事務 4、給付金支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 【事務】 (1)物価高騰支援給付金の支給事務【令和5年11月30日終了】 支給対象世帯:令和4年度または令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と、家計急変世帯(住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯) (2)物価高対策くらし応援給付金の支給事務 支給対象:令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯 (3)妊婦支援給付金の支給事務 ①対象者 支給妊婦:事業開始日以降に妊娠届出をした妊婦 支給養育者:事業開始日以降に生まれたお子さんの養育者(原則は母親) (4)定額減税調整給付金の支給事務 支給対象:定額減税の対象となる方で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方 (5)新たに低所得となった世帯への支援給付金の支給事務 支給対象:新たに令和6年度住民税非課税及び住民税均等割のみ課税となった世帯	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報/2.特定個人情報ファイル名	宛名特定個人情報ファイル、物価高騰支援給付金管理ファイル、物価高対策くらし応援給付金管理ファイル	宛名特定個人情報ファイル、特定公的給付金管理ファイル	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/①部署	福祉部地域福祉課	(1) 物価高騰支援給付金の支給事務 (2) 物価高対策くらし応援給付金の支給事務 (5) 新たに低所得となった世帯への支援給付金の支給事務 担当: 福祉部 地域福祉課 (3) 妊婦支援給付金の支給事務 担当: こども家庭局 こども家庭センター (4) 定額減税調整給付金の支給事務 担当: 総務部税務・債権管理局 市民税課	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	地域福祉課長	(1) 物価高騰支援給付金の支給事務 (2) 物価高対策くらし応援給付金の支給事務 (5) 新たに低所得となった世帯への支援給付金の支給事務 担当: 福祉部 地域福祉課長 (3) 妊婦支援給付金の支給事務 担当: こども家庭局 こども家庭センター (4) 定額減税調整給付金の支給事務 担当: 総務部税務・債権管理局 市民税課長	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報/8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部地域福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎6階 (電話)0857-30-8247	(1) 物価高騰支援給付金の支給事務 (2) 物価高対策くらし応援給付金の支給事務 (5) 新たに低所得となった世帯への支援給付金の支給事務 担当: 福祉部 地域福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎1階 (電話)0857-30-8202 (3) 妊婦支援給付金の支給事務 担当: こども家庭局 こども家庭センター 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階 (電話)0857-30-8587 (4) 定額減税調整給付金の支給事務 担当: 総務部税務・債権管理局 市民税課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎2階 (電話)0857-30-8142	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	Ⅱしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計測か	令和5年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和6年5月27日	Ⅱしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計測か	令和5年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和7年6月18日	I 関連情報/1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	(4) 定額減税調整給付金の支給事務	(4) 定額減税調整給付金の支給事務【令和6年11月30日終了】	事前	
令和7年6月18日	I 関連情報/1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	—	(6) 定額減税調整給付金(不足額給付)の支給事務	事前	
令和7年6月18日	I 関連情報/1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/③システムの名称	宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバー	宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバー、定額給付金システム	事前	
令和7年6月18日	I 関連情報/2.特定個人情報ファイル名	宛名特定個人情報ファイル、特定公的給付金管理ファイル	地域福祉課給付金ファイル、妊婦支援給付金ファイル、定額減税調整給付金ファイル	事前	
令和7年6月18日	I 関連情報/3.個人番号の利用/法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一の101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号/総務省令第5号)第74条	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	
令和7年6月18日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号/総務省令第5号)第59条の4	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第59条の4、第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	事前	
令和7年6月18日	I 関連情報/5.評価実施期間における担当部署/①部署	—	(6) 定額減税調整給付金(不足額給付)の支給事務	事前	
令和7年6月18日	I 関連情報/5.評価実施期間における担当部署/②所属長の役職名	—	(6) 定額減税調整給付金(不足額給付)の支給事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月18日	I 関連情報/8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ/連絡先	—	(6)定額減税調整給付金(不足額給付)の支給事務	事前	
令和7年6月18日	IIしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計測か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	
令和7年6月18日	IIしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計測か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	
令和7年6月18日	IVリスク対策/8.人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和7年6月18日	IVリスク対策/8.人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か/判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、定額減税調整給付金(不足額給付)事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。	事前	
令和7年6月18日	IVリスク対策/11.最も優先度が高いと思われる対策/最も優先度が高いと思われる対策	—	2)目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報と紐付けが行われるリスクへの対策	事前	
令和7年6月18日	IVリスク対策/11.最も優先度が高いと思われる対策/当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事前	
令和7年6月18日	IVリスク対策/11.最も優先度が高いと思われる対策/当該対策は十分か【再掲】/判断の根拠	—	昨年度実施の給付金業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを検討しており、令和7年度は、紙による確認書受付の作業においてAIOCRで読み込みを行う部分にプレ印字を行うこととした。(これにより、手作業が介在する作業が減少することが期待される)。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	